

特定建設作業届出のしおり



富士市 環境部 環境保全課

もくじ

はじめに		1
1. 届出について		2
2. 特定建設作業の種類		4
3. 規制基準		6
★届出書の記入例		8
☆届出書(雛形)が最終ページにあります		

はじめに

騒音・振動は、人により感覚差がある感覚公害の一つで、各種公害の中でも多種多様な苦情が寄せられ、重要な問題になっています。

国や県は、騒音・振動の防止のため、昭和 43 年 6 月に「騒音規制法」、昭和 51 年 6 月に「振動規制法」、昭和 43 年 6 月に「静岡県公害防止条例」を制定しています。（「静岡県公害防止条例」は、平成 11 年 4 月に「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に改正されました）

法令で定められた、著しい騒音・振動を発生する建設作業（特定建設作業）を行う場合は、届出や作業時間、騒音・振動の規制基準を遵守することが義務づけられています。

事業所の皆様には、適正な届出と規制基準の遵守により、良好な市民生活の保持に努めていただきますよう、お願いいたします。

令和8年7月改訂

1. 届出について

(1) 届出先

- ・書面 富士市役所環境保全課 窓口
- ・電子 富士市役所環境保全課電子メール(ka-kankyouhozen@div.city.fuji.shizuoka.jp)

※電子メールで提出する際は、届出書と添付書類の容量が合計で3MB 以下となるようにしてください。

※pdf または Word 形式(docx 等)で作成されたものが受付可能です

(2) 届出者

特定建設作業を伴う工事を行う者 (元請業者の代表者)

(3) 届出期間

特定建設作業の開始日の7日前まで

(中 7 日空ける。締切日が土・日・祝祭日の場合は、その前の平日まで。)

締切日	7日前	6	5	4	3	2	1	開始日
3/24 月	25 火	26 水	27 木	28 金	29 土	30 日	31 月	4/1 火
3/22 金	25 月	26 火	27 水	28 木	29 金	30 土	31 日	4/1 月

※ 災害その他非常の事態の発生により、緊急に特定建設作業を行う必要がある場合はこの限りではありませんが、速やかに届出をしてください。

(4) 届出書類…2部(提出用・届出者控)

- ① 特定建設作業実施届出書 (富士市のウェブサイトからダウンロードできます)
- ② 特定建設作業を行う場所付近の見取図 …住宅地図などで結構です
- ③ 工程表…全ての作業のうち、特定建設作業期間を明記したもの

富士市では、快適な生活環境を保全するため、法令上のきまりに加えて、次のことを
お願いしています。

- ・ 作業時間は、午前8時から午後5時まで としてください。
(この時間以外に工事を行わなければならない場合は市と協議してください)
- ・ 事前に近隣の住民に作業期間(開始日と終了日)や作業内容、どのくらいの音が出るかなどを十分に説明し、騒音・振動・粉じんの防止に努めてください。

(5) 届出の種類と法令

① 騒音規制法・静岡県生活環境の保全等に関する条例

種類	法的根拠		届出期間	摘要
	騒音規制法	県条例		
特定建設作業 実施届	第 14 条 第 1 項	第 71 条 第 1 項	工事開始の 7 日前まで	特定建設作業を実施 しようとするとき

② 振動規制法・静岡県生活環境の保全等に関する条例

種類	法的根拠		届出期間	摘要
	振動規制法	県条例		
特定建設作業 実施届	第 14 条 第 1 項	第 88 条 第 1 項	工事開始の 7 日前まで	特定建設作業を実施 しようとするとき

※ 災害その他非常の事態の発生により、緊急に特定建設作業を行う必要がある場合
…①②とも、上記の各条文の第 2 項に定められています。

(6) 届出の変更

- ・ 実施期間については雨天等を考慮し、予め余裕をもって設定して届出ください。
やむを得ず、当初に届出した期間内に終了できない場合は、期間終了日の翌日
を開始日とする新たな実施届を開始日の8日前まで提出してください。
- ・ 特定建設作業の種類を変更または追加するときは、その作業開始の8日前までに、
届出書の写し及び変更内容が明らかになる資料をメールや郵送等で送付ください。
また、必要に応じて変更工程表等を添付してください。

2. 特定建設作業の種類

(1) 騒音規制法・静岡県生活環境の保全等に関する条例

種類	摘要
1 くい打機・くい抜機・くい打 くい抜機を使用する作業	ディーゼルハンマ・バイブロハンマ・エアーハンマ・ スチームハンマ・ドロップハンマなど 〔 もんけん・圧入式くい打くい抜機・くい打機を アースオーガーと併用する作業を除く 〕
2 びょう打機を使用する作業	
3 さく岩機を使用する作業	ドリフター・レッグドリル・ストーパー・シンカー・ オーガー・ブレーカー(手持式のものを含む)など 〔 作業地点が一日に 50 メートル以上連続的に 移動する場合を除く 〕
4 空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるもので、定格出力 が <u>15kW 以上</u> のもの 〔 さく岩機の動力として使用する作業を除く 〕
5 コンクリートプラントまたは アスファルトプラントを設けて 行う作業	コンクリートプラントは混練機の混練容量が <u>0.45m³</u> 以上、アスファルトプラントは混練機の混練重量が <u>200kg 以上</u> のもの 〔 モルタルを製造するためにコンクリートプラント を設けて行う作業を除く 〕
6 バックホウを使用する作業	原動機の定格出力が <u>80kW 以上</u> のもの 〔 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しな いものとして環境大臣が指定するものを除く 〕
7 トラクターショベルを使用 する作業	原動機の定格出力が <u>70kW 以上</u> のもの 〔 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しな いものとして環境大臣が指定するものを除く 〕
8 ブルドーザーを使用する 作業	原動機の定格出力が <u>40kW 以上</u> のもの 〔 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しな いものとして環境大臣が指定するものを除く 〕

(2) 振動規制法・静岡県生活環境の保全等に関する条例

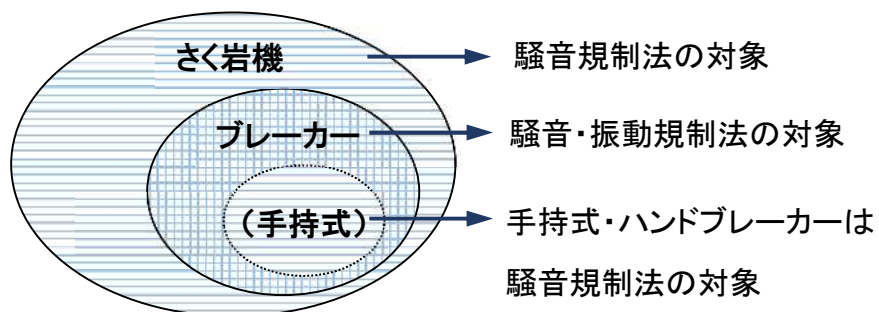
種類	摘要
1 くい打機・くい抜機・くい打 くい抜機を使用する作業	バイブロハンマ・エアーハンマ・スチームハンマ・ ディーゼルハンマ・ドロップハンマなど 〔もんけん・圧入式くい打機・油圧式くい抜機・ 圧入式くい打くい抜機を除く〕
2 鋼球を使用して建築物、その 他の工作物を破壊する作業	
3 舗装版破碎機を使用する 作業	〔作業地点が一日に 50m 以上連続的に移動 する場合を除く〕
4 ブレーカーを使用する作業	〔 <u>手持式のものを除く</u> 作業地点が一日に 50m 以上連続的に移動 する場合を除く〕

●●● 騒音・振動とも、作業が開始した日のうちに終わる場合は届出の対象外です ●●●

★ ブレーカーの扱い

振動規制法の「4 ブレーカー」は、手持式のものを含めて、騒音規制法の「2 さく岩機」(打撃式)にも該当します。

届出書の「特定建設作業の種類」の欄には、両方の記入をお願いします。



3. 規制基準

(1) 規制区域の区分

用途地域	騒音規制法の区域区分	振動規制法の区域区分	県条例の区域区分
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	第 1 種区域	第 1 種区域の 1	法律と同様
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 一部を除く市街化調整地域	第 2 種区域	第 1 種区域の 2	
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 一部の市街化調整地域 (弥生新田周辺)	第 3 種区域	第 2 種区域の 1	
工業地域 一部の市街化調整地域 (浮島工業団地)	第 4 種区域	第 2 種区域の 2	
工業専用地域	適用なし	適用なし	騒音:第 4 種区域 振動:第 2 種区域 の 2

(2) 規制基準

① 騒音規制法・静岡県生活環境の保全等に関する条例

	第1号区域	第2号区域
騒音の基準値	85dB(デシベル)	
時間帯	7:00～19:00 の間	6:00～22:00 の間
一日の作業時間	一日 10 時間以内	一日 14 時間以内
作業期間	連続 6 日以内	
作業日	日曜日、その他の休日に行わないこと	

② 振動規制法・静岡県生活環境の保全等に関する条例

	第1号区域	第2号区域
振動の基準値	75dB(デシベル)	
時間帯	7:00～19:00 の間	6:00～22:00 の間
一日の作業時間	一日 10 時間以内	
作業期間	連続 6 日以内	
作業日	日曜日、その他の休日に行わないこと	

※「第1号区域」…規制基準の第1種区域・第2種区域・第3種区域・第4種区域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園から、おおむね 80 メートル以内の区域
「第2号区域」…第1号区域以外の区域

騒音・振動の基準値は、特定建設作業を行う場所の敷地の境界線での値です。

★ 必要な書類(2部)

- ① この届出書
- ② 作業場所の地図
- ③ 工程表

特定建設作業実施届出書 《記入例》

作業開始の7日前までに提出してください

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(あて先) 富士市長 ○○ ○○

〒417-0055

富士市永田町1丁目2番地

株式会社 ○○建設

代表取締役 富士 太郎

対象となる法令以外を二重線で消してください
(工業専用地域は県条例での届出になります)

フリガナ
姓: 氏:
法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

フリガナ
氏: 名:
法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

特定建設作業を実施するので、

~~騒音規制法第14条第1項(第2項)~~
~~振動規制法第14条第1項(第2項)~~
~~静岡県生活環境の保全等に関する条例第71条第1項(第2項)~~
~~静岡県生活環境の保全等に関する条例第88条第1項(第2項)~~

の規定により、

次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	富士市庁舎解体新築工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	富士市庁舎			
特定建設作業の種類	くい打機・さく岩機・ブレーカーを使用する作業			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2又は振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	くい打機：パイプロハンマー 700A 型 さく岩機・ブレーカー：油圧ブレーカーHB20G K400 型			
特定建設作業の場所	富士市永田町1丁目100番地(商業地域)			
特定建設作業の実施期間	自 令和〇年 4 月 1 日		91 日間	
	至 令和〇年 6 月 30 日			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 時	至 時	日・祝日は除く	7 時間
	8:00	16:00	74 日間	
騒音又は振動の防止の方法	低騒音・低振動型機械を使用、防音シートを使用			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	富士市役所 富士市永田町1丁目100番地 施設保全課 役所 花子 電話番号 51-0123			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	株式会社〇〇建設 建設課 今泉 二郎 電話番号 51-1234			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	株式会社△△工務店 富士市永田北町3番地 代表取締役:吉原 幸子 電話番号 51-2345			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請人の現場責任者の氏名及び連絡場所	株式会社△△工務店 吉原 三郎 電話番号 090-1234-5678			

官公庁の場合は部課名と
担当者を記入してください

以下の問いを御確認ください。

特定建設作業が必要となる建設工事の種類が、工場、事業所、ビル、マンション、戸建て住宅、特定の工作物などの建築物等の解体・改修工事である場合は、以下の問いに対して該当する項目に○をしてください。

問1 石綿事前調査結果報告システムによる報告

【 報告済 ・ 未済(これから行う予定) ・ 対象外 】

問2 建材レベル

【 除去済 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 非該当 ・ 不明(これから調査の予定) 】

工事工程表

作業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
上屋・土間基礎・外構物 解体工事 《特定建設作業》							
くい打工事 《特定建設作業》							
基礎型枠工事 《特定建設作業》							
基礎コンクリート工事							
埋戻し							
鉄筋工事							
コンクリート工事							
外装工事							
内装工事							
設備工事							
外構工事							

特定建設作業実施届出書

年 月 日

(あて先) 富士市長

フリガナ
住 所
〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕
フリガナ
氏 名
〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

特定建設作業を実施するので、
〔騒音規制法第 14 条第 1 項(第 2 項)
振動規制法第 14 条第 1 項(第 2 項)
静岡県生活環境の保全等に関する条例 71 条第 1 項(第 2 項)
静岡県生活環境の保全等に関する条例 88 条第 1 項(第 2 項)〕の規定により、
次のとおり届け出ます。

建 設 工 事 の 名 称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特 定 建 設 作 業 の 種 類				
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第 2 又は振動規制法施行令別表第 2 に規定する機械の名称、型式及び仕様				
特 定 建 設 作 業 の 場 所	()			
特 定 建 設 作 業 の 実 施 期 間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日			
特 定 建 設 作 業 の 開 始 及 び 終 了 の 時 刻	作 業 開 始	作 業 終 了	作 業 日	実 働 時 間
	自 時	至 時		時間
騒 音 又 は 振 動 の 防 止 の 方 法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			

以下の問いを御確認ください。

特定建設作業が必要となる建設工事の種類が、工場、事業所、ビル、マンション、戸建て住宅、特定の工作物などの建築物等の解体・改修工事である場合は、以下の問いに対して該当する項目に○をしてください。

問 1 石綿事前調査結果報告システムによる報告

【 報告済 ・ 未済(これから行う予定) ・ 対象外 】

問 2 建材レベル

【 除去済 ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 非該当 ・ 不明(これから調査の予定) 】

 お問い合わせ

TEL : 0545 - 55 - 2775

FAX : 0545 - 51 - 9854

メール : ka-kankyouhozen@div.city.fuji.shizuoka.jp